

会津美里町立新鶴中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【基本理念】

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外に問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を養い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

【定義】

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法定義より)

【いじめに該当するかの判断のための視点】

- (1) いじめられた生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法題 22 条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

【いじめの禁止】

生徒は、いじめを行ってはならない。

【具体的ないじめの例】

悪口を言う、暴力をふるう、万引きをさせたり物を買わせたりする、パシリとして扱う、無視する、物を隠す、インターネットに悪口を書き込む、恥ずかしい写真をインターネット上にアップする 等

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標は「豊かな心を持ち、自己の可能性を拓く生徒」であり、その中で「心豊かで思いやりのある生徒」の育成を謳っている。その具現化を目指すため、人をいたわる心や協力性、マナーを大切に、居心地のよい学級づくり、人間関係づくりのために組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 保護者及び地域住民その他の関係機関との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
 - ① 生徒会本部と保護者によるいじめ防止啓発活動の推進。
 - ② ボランティア活動への参加による思いやりの心や規範意識等の育成。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめの防止のために情報モラル教育を計画的に推進する。
- (5) 学校独自の未然防止のための取組
 - ① 朝の会におけるいじめ防止に関わる校長講話、生徒指導主事からの全体指導、生徒会会長からの呼びかけ等。
 - ② 自己有用感を高めるための取り組み。(読書活動の推進、メディアコントロール力の育成等)
 - ③ 少人数教育の推進による子ども一人一人に向き合うきめ細かな対応。
 - ④ 町、地域、CS、保護者、関係機関と連携し、未然防止、早期発見を図る。
 - ⑤ 人間関係の醸成を図る学校経営の充実を図る。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

- (1) いじめを早期に発見するために、諸調査を次のとおり実施する。
 - ① 生徒対象アンケート調査 年3回(6月 11月 2月)
 - ② 教育相談を通じた児童生徒からの聞き取り調査 年2回(6月、11月)
 - ③ 個別懇談
 - ④ 生活ノート等による生徒理解
 - ⑤ Web-QU の活用
 - ⑥ いじめ対策委員会の実施
 - ⑦ SC,SSW、相談員の活用
- (2) いじめ相談体制
生徒及び保護者がいじめにかかわる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラー、相談員(配置された場合)の活用
 - ② 教育相談の活用
 - ③ 保健室の利用

(3) 研修体制の確立

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

- ① 道徳
- ② 情報モラル
- ③ 人権教育

4 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織（いじめ対策委員会）で直ちに情報を共有し、学校長以下組織的な対応を行う。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認のうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

【いじめられた生徒・保護者に対して】

- ① いじめられた生徒には「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して生徒を守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。
- ⑦ 再発防止の体制を充実させる。

【いじめた生徒・保護者に対して】

- ① 複数の教職員が連携して、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に関する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④ 当該生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめをみていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ⑦ 再発防止のための継続的な指導をする。

※ 一定期間（3ヶ月）後にいじめについての評価を行う。

- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告する。

また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」（毎週開催される朝の打ち合わせを共通理解の場とする）を設置する。

【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、担任、副担任、養護教諭、特別支援コーディネーター

※いじめ事案の状況により、町教育委員会と話し合いの上、警察（会津若松警察署美里分庁舎）や警察経験者（スクールサポーター）、児童相談所、SC、SSW等と連携を図る。

【活動】

- ① いじめの防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること【アンケート調査、教育相談等】
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること

【開催】

週1回開催される朝の打ち合わせの中に設置・定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

○上記以外に、職員協議会を月に1回、生徒指導協議会を年2回（4月、12月）開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- ① コミュニティスクール：年4回開催し、学区内の情報共有及び経営助言を得る。
- ② 町生徒指導推進協議会：年2回開催し、情報交換や連携を図る。
- ③ 中学校区PTA連絡協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、生徒や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、町教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

いじめの早期発見に関する取り組み

(アンケート調査の取組 教育相談からの取組)

- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) アンケート調査票の保管体制を共有して閲覧可能にすることで、内容の共通理解を図るようにする。